

蒲郡市安心生活支援事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 緊急一時的対応事業（第7条—第9条）
- 第3章 体験的宿泊事業（第10条—第14条）
- 第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行及び定着を支援するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項に規定する障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として実施する安心生活支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 支援事業の実施主体は、蒲郡市とする。

（事業内容）

第3条 支援事業として、次に掲げる内容を行う。

（1）緊急一時的対応事業

- ア 障害者の身の安全の確保
- イ 障害者の生活上の課題に応じた関係機関との連絡、調整等
- ウ 対象者への見守り、家事援助等
- エ 障害者の身の安全の確保後の居室確保
- オ 食費等を負担ができない者への食費等の支払い

（2）体験的宿泊事業

- ア 障害者が地域での一人暮らしに向けた体験的な宿泊（以下「地域生活体験」という。）を行うための場の提供
- イ 地域生活体験をする上での相談支援又は関係機関との連絡、調整等

(利用対象者)

第4条 支援事業の利用対象者は、法第4条第1項に規定する者であつて、市内に居住地（居住地を有しないとき又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。）を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であつて、同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地をいう。以下「居住地特例地」という。）が市内である者は、支援事業を利用できるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、居住地特例地が他の市町村の区域内である者は、支援事業を利用できないものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者は、支援事業を利用できるものとする。

(事業の実施)

第5条 市長は、支援事業を、適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人、特定非営利活動法人等（以下「法人等」という。）に委託して実施するものとする。

(実績報告)

第6条 支援事業の委託を受けた法人等（以下「受託法人等」という。）は、当該支援事業を実施した場合は、市長に対し、蒲郡市安心生活支援事業実施報告書（第1号様式）により、当該支援事業を実施した日の属する月の翌月10日までに前月分の実績を報告するものとする。

第2章 緊急一時的対応事業

(利用条件)

第7条 緊急一時的対応事業は、第4条第1項、第2項又は第4項に該当する者（以下「利用対象者」という。）について、緊急かつ一時的に対応する必要がある場合に実施する。

2 緊急一時的対応事業の利用日数は、第3条第1号アについては1回の利用につき最大3日を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを延長することができる。

(費用)

第8条 緊急一時的対応事業を実施するために要する費用は、市が支弁するものとし、別表第1に定める額とする。

(利用決定)

第9条 市長は、利用対象者の状況を確認し、他の方法による保護が困難であり、緊急一時的対応事業の利用が必要と認められる場合に、速やかに利用を決定する。

2 市長は、前項の規定により緊急一時的対応事業の利用を決定したときは、蒲郡市緊急一時的対応事業利用決定通知書（第2号様式）を当該利用を決定した利用対象者に交付する。

第3章 体験的宿泊事業

(利用条件)

第10条 体験的宿泊事業を利用することができる者は、利用対象者のうち、法第5条第20項に規定する「地域移行支援」を利用している者又は地域で自立して生活することを希望する者とする。

2 体験的宿泊事業の利用期間は、1回の利用につき1か月以内とする。ただし、市長が必要と認めたときは、当該利用期間を延長することができる。

(費用)

第11条 体験的宿泊事業を実施するために要する費用について、第3条第2号アの利用に要する費用（光熱水費、食材料費、日用品費その他日常生活に必要な費用で利用者が負担すべきものを含む。）は、利用者が負担するものとし、その負担額は、市長と受託法人等で協議して決定する。

2 第3条第2号イに要する費用は、地域移行支援を利用するものを除き、市が支弁するものとし、別表第2に定める額とする。

(利用申請)

第12条 体験的宿泊事業を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、蒲郡市体験的宿泊事業利用申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用決定)

第13条 市長は、前条の申請があった場合は、その必要性を検討し、速やかに利用の可否を決定し、蒲郡市体験的宿泊事業利用決定通知書（第4号様式）又は蒲郡市体験的宿泊事業利用却下通知書（第5号様式）を当該利用申請者に交付するものとする。

(利用の方法)

第14条 前条の規定により体験的宿泊事業の利用が決定した利用申請者は、体験的宿泊事業を利用しようとするときは、蒲郡市体験的宿泊事業利用決定通知書を受託法人等に提示し、受託法人等との個別契約を結ぶものとする。

第4章 雑則

第15条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市安心生活支援事業実施要綱の規定による第1号様式及び第3号様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第8条関係）

	業務内容	算定方法
1	障害者の身の安全の確保	1件あたりについて、次の算式により算定する。 （厚生労働省が定める障害福祉サービス等の報酬算定構造（以下「算定構造」という。）の福祉型短期入所サービス費（I）区分6の単価＋算定構造の緊急短期入所受入加算（I）の単価）×3日間
2	(1) 生活上の課題に応じた関係機関との連絡、調整等を行うこと。 (2) 対象者への見守り、家事援助等	蒲郡市非常勤職員の報酬額その他の勤務条件に関する要綱（平成12年4月1日施行）別表第2に規定する一般事務嘱託員I種の報酬額を時給に換算した額（以下「非常勤職員時給額」という。）により、直接左記業務を行った合計時間について30分単位で算定する。 合計時間数に30分単位で割り切れない端数が生じる場合は、30分単位に切り上げて算定する。
3	緊急一時保護に係る利用対象者の送迎	1回につき算定構造の短期入所サービス費の送迎加算の単価により算定する。
4	障害者の身の安全の確保後の居室確保	市と受託法人等による委託契約書に定める額による。
5	食費等を負担ができない者への食費等の支払い	1日あたり2,000円を上限とし、実費を算定する。

別表第2（第11条関係）

業務内容	算定方法
地域生活体験をする上での相談支援又は関係機関との連絡、調整等	非常勤職員時給額により、直接左記業務を行った合計時間について30分単位で算定する。 合計時間数に30分単位で割り切れない端数が生じる場合は、30分単位に切り上げて算定する。

